

平成21年3月27日

## 平成20年度法科大学院認証評価の結果等について

独立行政法人大学評価・学位授与機構

法科大学院認証評価委員会委員長

佐々木 毅

### I 評価の目的等

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が実施する法科大学院認証評価（以下、「評価」という。）は、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施している。

- （1）法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- （2）当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- （3）法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

### II 実施体制及び実施方法

機構では、評価の実施に当たり、「法科大学院認証評価委員会」を設置し、その下に、具体的な評価を行う「評価部会」を編成している。

評価部会では、本年度、16の法科大学院（別紙2）を対象として書面調査及び訪問調査を実施した。

書面調査は、各法科大学院から提出のあった自己評価書等に基づき行った。なお、書面調査のうち、「第8章 教員組織」の分析に当たっては、「教員組織調査専門部会」を編成し、質の高い教員の確保という観点から、専任教員等が、それぞれ担当する授業科目の内容に即したふさわしい教育研究業績等を有しているかについての調査・分析（教員組織調査）をも実施した。

訪問調査においては、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査（法科大学院責任者・一般教員・学生（修了生を含む）との面談、授業視察、施設見学、期末試験答案の確認等）を実施した。

また、昨年度の評価において「適格」と認定されなかった3の法科大学院（別紙2）を対象とした追評価を実施した。

### III 総合所見

全体的には、評価（本評価）の対象となった16の法科大学院において、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に行うため、種々の創意工夫ある取組がそれぞれに行われていると見ることができる。

なお、一部の法科大学院について、「適格」と認定されなかったが、これは機構が定める54の基準のうち、1ないし2の基準を満たしていなかったことによるものである。これは、機構の評価が、評価基準・評価過程の明確性・透明性の確保のために個々の基準について判断する仕組みになっているために生じることであり、「適格」と認定されなかった理由となる基準の判断のすべてが、必ずしも当該法科大学院の教育全体の質の評価に直接つながるものではない。

別紙1の項目別所見で指摘しているとおり、「適格」と認定された法科大学院においても、教育内容、教育方法、成績評価及び修了認定等に係る基準について、改善を要する点として指摘しているところがある。これは、「適格」であるか否かにかかわらず、改善を要すると判断した事項をフィードバックすることで、当該法科大学院における教育活動等を改善する取組に向けて、インセンティブを与えるものである。

各法科大学院には、今回の指摘事項を踏まえ、教育活動等の改善に努めていくことはもとより、法科大学院にふさわしい教育水準の確保と向上のため、より一層の創意工夫を期待したい。

また、昨年度の評価において「適格」と認定されなかった3の法科大学院については、指摘のあった事項に対して真摯に、かつ、早急に改善がなされており、今回、全て「適格」と判断しているところである。

### IV 評価実施後の取組

機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合、当該変更について機構に届け出るものとし、さらに、機構から適格認定を受けた法科大学院を置く大学については、次の評価までの間、毎年度、教育活動等に関する重要事項を記載した「年次報告書」を提出するものとしている。

本委員会は、年次報告書により、各法科大学院における改善を要する点と指摘した事項の改善状況を、また、変更届により、教育課程又は教員組織の重要な変更の有無を確認し、次の認証評価までの間、各法科大学院の教育活動等をフォローアップすることとしている。

このフォローアップにおいて、前年度の評価対象となった法科大学院から、改善を要すると指摘された事項について、順次対応・検討している旨の報告がなされているところである。

## V 最後に

機構が実施する評価は、先に述べたとおり、法科大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るという目的に沿って実施されている。したがって、評価基準に適合しているか否かという評価実施時の結果のみを以て当該法科大学院の教育活動等全てを肯定的ないし否定的に評価することは必ずしも適切ではない。

本委員会は、評価実施後も、改善点に対する法科大学院の取組をフォローアップすることで、各法科大学院の教育活動等の質を継続的に保証するとともに、機構が実施する評価が各法科大学院の教育活動等の質の改善のための自主的努力を促進・支援するという役割を適正に果たすように努めているところである。関係者においては、機構の実施する評価の結果を、このような全体的な仕組みの中で総合的に理解していただきたい。

### 《項目別所見》

評価基準の章ごとにその全般的な状況を示すと、以下のとおりである。

## 第2章 教育内容

教育課程は、各法科大学院において、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるようおおむね編成されている。

ただし、相当数の法科大学院については、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各科目群の区分・整理が適切でないとの指摘がなされている。特に、全般的傾向として、実質的には法律基本科目でありながら、展開・先端科目に分類するなどの授業科目例が少なくない。

昨年度の評価においても同様の指摘例が見られるが、各法科大学院には、科目の位置づけを明確にするとともに、法律基本科目に偏することなく、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の積極的な履修を図るなど、幅広い知見を修得させるための一層の工夫・努力が求められる。

各法科大学院においては、完成年度を迎えた後、教育課程を見直す動きが活発であるが、教育課程の再編成に当たっても、法科大学院制度の理念・目的等を十分に尊重した上で、教育課程の整備・充実を図っていただきたい。

## 第3章 教育方法

授業を行う学生数は、各法科大学院においておおむね適切な規模に維持されており、また、授業の方法についてもおおむね適切に行われている。

ただし、法科大学院によっては、以下のような指摘がなされている。

- ① 同時に授業を行う学生数の規模の適正化
- ② 集中講義における授業時間外の学習時間の確保に対する配慮
- ③ キャップ制の遵守

特に大規模な法科大学院においては、選択（又は選択必修）科目について、150人を超えるクラス規模となっている例が見受けられる。授業科目の性質にかんがみ、また、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられているか否かにかかわらず、法科大学院制度の理念・目的等を十分に尊重して、専門職大学院設置基準に沿ったクラス規模となるよう改善に努める必要がある。

また、集中講義について、一部の法科大学院において、集中講義として開講する授業科目数が多くなっており、また、過密なスケジュールによる開講形態などが見受けられる。授業時間外の事前事後の学習に必要な時間の確保という観点から、一層の工夫・努力が求められる。

## 第4章 成績評価及び修了認定

成績評価の状況については、各法科大学院に対し、成績評価基準、成績分布データのほか、指定した授業科目に係る期末試験問題（再試験又は追試験が実施された授業科目については当該試験問題を含む。）及び採点のポイントの提出を求め、成績評価基準が適切に設定され、定められた分布の在り方に沿った成績評価が行われているか、また、期末試験と再試験又は追試験において同一又は類似の出題がないかを調査した。

その上で、訪問調査において、指定した授業科目に係る試験答案を調査し、厳正な成績評価が行われているかを確認した。

その結果、法科大学院によっては、以下のような指摘がなされている。

- ① 一部の授業科目において成績評価基準に沿った成績分布となっていない
- ② 一部の授業科目において平常点が一律満点となっている
- ③ 一部の授業科目において再試験又は追試験と期末試験との間で同一又は類似の出題となっている

なお、一部の法科大学院については、①低い出席率で定期試験を受験できることが法科大学院として容認されている、②期末試験を行った結果、不合格に相当とする学生に対して、当該学生の成績評価を最終決定する前に、あらかじめ学生に明示していた成績評価基準とは異なるものを用いて再度評価しており、また、再度評価を実施するかどうかの判断が科目担当者に委ねられている等の事項について、評価基準を満たしていないと判断した。

厳格な成績評価・修了認定は、法科大学院教育の根幹をなすものであり、教員間で十分な共通理解を確立し、組織的な取組を一層強化・充実していくことが強く求められる。

## 第5章 教育内容等の改善措置

各法科大学院において、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究（FD）が組織的かつ継続的に行われている。FDの例としては、①授業評価アンケートの実施、②教員相互の授業参観、③セミナーの開催等、各種取組が挙げられる。

授業評価アンケートについてはすべての法科大学院において実施されており、集計結果がFD委員会において配布され、検討されているなどの取組が確認できる。しかし、一部の法科大学院において、授業評価アンケートが実施されているものの、回収率が低く、学生の意見を十分に把握するため、なおその運用・対応の面で検討・工夫を要するところも見受けられる。

## 第6章 入学者選抜等

入学者受入について、創設当初と比較すると、とくに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者が減少傾向にあることは否定できないものの、各法科大学院において、これらの者の占める割合が3割以上となるよう努めていることが確認できた。

なお、一部の法科大学院において、法学未修者の選抜に際しても、旧司法試験の論文式

及び短答式の合格実績、法学検定2級、ビジネス実務法務検定1級、ビジネス実務法務検定2級の合格実績を加点要素としており、法学の知識が考慮されていた。このことは、入学者選抜における公平性の確保の観点から、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確に評価されているとはいえないため、評価基準を満たしていないと判断した。

## 第7章 学生の支援体制

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院において、入学前の履修ガイダンスの実施、入学後のオフィスアワーの設定、クラス担任制の導入、各種の教育補助者の整備など、創意ある取組が見られる。

このほか、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金以外に、大学又は法科大学院独自の奨学金を設定する、法科大学院に臨床心理士の有資格者を配置し学生からの相談を受け付けるなどの取組も見受けられた。

## 第8章 教員組織

教員組織については、各法科大学院において、規模に応じて、専門職大学院設置基準等に規定する数以上の専任教員が配置され、法律基本科目については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれている。

また、一部の法科大学院においては、主要な授業科目については原則として専任教員が担当するものとしつつ、研究専念期間（サバティカル）を確保するなど、専任教員の教育研究環境への配慮が見受けられた。

なお、一部の法科大学院について、基準は満たしているものの、担当する授業科目と教育研究業績等との適合性が認められない専任教員又は兼任教員が見受けられたため、改善を要する点として指摘している。

教員の教育研究環境に関して、各専任教員の授業負担はおおむね年間20単位以下となっているが、一部の専任教員においては、30単位は超えていないものの20単位以上となっているものが見受けられる。教員の教育負担面への配慮の方策について、中・長期的な視点からの教員組織の整備・充実が望まれる。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

施設、設備については、多くの法科大学院において、法科大学院専用となっており、他の専攻等との共用の場合においても、法科大学院の教育及び研究その他の業務に支障なく使用できる状況にある。

特に自習室に関しては、おおむね学生総数と同数以上の自習机が整備されている。なかには、休祝日関係なく24時間利用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている例も見受けられる。

## 平成20年度 法科大学院認証評価対象校一覧

	法 科 大 学 院 名
1	東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
2	東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
3	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻
4	名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
5	京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻
6	大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻
7	神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
8	広島大学大学院法務研究科法務専攻
9	九州大学大学院法務学府実務法学専攻
10	首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻
11	大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
12	学習院大学大学院法務研究科法務専攻
13	明治大学大学院法務研究科法務専攻
14	同志社大学大学院司法研究科法務専攻
15	近畿大学大学院法務研究科法務専攻
16	神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

## 平成20年度 法科大学院認証評価（追評価）対象校一覧

	法 科 大 学 院 名
1	北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
2	千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻
3	一橋大学大学院法学研究科法務専攻